

事業名	目標
短時間労働者雇用改善等援助事業	○ 短時間労働者に係る情報提供、相談援助事業 相談援助事業等の参加者について、内容が有用であった旨の評価を80%以上確保する。 ○ 均衡確保に向けた取組推進事業所支援事業 業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有用であった旨の評価を80%以上確保する。
労働条件相談センター事業	○ 17時以降や土曜日に相談や情報提供を受けた労働者及び事業主から、当該相談や情報提供が有用であった旨の評価を80%以上得る。
新規起業事業場労働条件整備サポート事業	○ 利用した事業主から、指導、援助等を受けたことが有用であった旨の評価を80%以上得る。
改善基準告示等遵守のための運行時間管理に係る自主的改善事業	○ 標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主から、時間管理を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。
個別労使紛争処理対策事業	○ 紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のものの割合80%（13年度～15年度における処理期間1か月以内のものの割合の平均を上回る水準）以上とする。
勤労青少年の国際交流促進事業	○ 本事業により提供した情報、相談の内容が有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 来所者数 17,000人以上とする。
中小企業退職金共済事業（独立行政法人）	○ 中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。（対象期間：平成15年10月～平成20年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 ○ 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。
勤労者財産形成促進事業	○ 事務代行団体数91を上回ることを目標とする。 ○ 貸付金融資産である事業主等より、「本融資によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価を80%以上得る。 ○ 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価を80%以上得る。 ○ 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実現に役立った」旨の評価を80%以上得る。